

令和4年度第3回南関町農業委員会会議録

令和4年5月10日（火）
午後1時25分開会
南関町役場 庁議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会

2. 農業委員会憲章朗読

2番 原 口 隆 治 君

3. 会長挨拶

4. 議事録署名人の指名

1番 片 山 弘 美 君

2番 福 山 正 英 君

5. 議 事

第11号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第12号議案 農用地利用集積計画の承認について

報告第 1号 利用権の終了（農用地利用集積計画の一部合意解約）について

報告第 2号 合意解約について

6. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。（11名）

会長 井上 繁孝 君

1番 平山 竜代 君

3番 大里 義明 君

5番 片山 弘美 君

7番 末竹 信雄 君

9番 城戸 英次 君

副会長 打越 辰美 君

2番 原口 隆治 君

4番 猿渡 徳幸 君

6番 福山 正英 君

8番 山口 勲 君

四、欠席委員は次のとおりである。（0名）

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

事務局長 田口 明 君

書記 齋田 士郎 君

令和4年度第3回南関町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後1時25分

1. 開会

○副会長（打越 辰美君） 起立。定刻よりちょっと早いですけれども、皆さんお集まりですので、令和4年度の第3回南関町農業委員会総会を開催いたします。礼。

○事務局長（田口 明君） 本日は委員の皆様、全員、ご出席でありますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員会憲章朗読

○事務局長（田口 明君） それでは、農業委員会憲章朗読を2番、原口委員さん、よろしく願いいたします。

○2番（原口 隆治君） （農業委員会憲章は省略）

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（井上 繁孝君） 皆さん、改めまして、こんにちは。

本日は本年度第3回の南関町農業委員会総会を開催しましたところ、本日は全員お忙しい中に全員出席していただきましてありがとうございます。

先ほど、事務局のほうから時間前にご案内もありましたが、今年度は新人さんが多いということで、勉強会をというようなことで県あたりからも指導をいただいているわけですが、ただいま農業委員会憲章を朗読されましたが、この中にもいろいろと農業関係につきまして勉強することが多々ありますので、今年度は1年をかけて、向かって勉強をしながら農業委員会がスムーズにいきますように努めていきたいと思っております。今日は、11号議案から報告事項4件ありますので、お忙しい時間ではございますけれども、ご審議のほどをよろしく願いいたします。

○事務局長（田口 明君） はい、ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は井上会長をお願いいたします。

なお、発言しようとする委員は、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないように対応をお願いいたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（井上 繁孝君） それでは、これより議事に入ります。

議事録署名人を指名いたします。今回の議事録署名人として、5番片山委員、6番福山委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、議事の進行にあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止のため本総会の開催時間をできる限り短縮することを目的とし、事務局が行う議案書の説明については事前に資料を配付していますので、必要最小限度にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

5. 議 事

○議長（井上 繁孝君） それでは、議案審議に入ります。

第11号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

案件は、1件1筆です。

それでは、本案について、現地調査に出向されました農業委員より説明をお願いいたします。

6番、福山委員、お願いいたします。

○6番（福山 正英君） 案件に関して説明いたします。4月20日の日に、事務局それから私、それから推進委員さんを含めて現地を確認に行きましたところ、農地に関しては何なく完了されており問題はないかと思えます。贈与による所有権移転ということで、親戚同士の移転ということで伺っております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（井上 繁孝君） はい、ありがとうございます。

ただいま委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。ありませんか。

(なしの声)

○議長（井上 繁孝君） ないようでございますので、採決をいたします。

第11号議案について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、第11号議案は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、第12号議案、「農用地利用集積計画の承認について」を議題とい

たします。

案件は、3件11筆です。

何かご意見、ご質問はございませんか。

8番委員、山口委員。

○8番（山口 勲君） 山口です。この特例事業って農地中間機構で詳しくは知らんけど、大体のところは知ってますけん、特例事業でどういうことでしょうか。

○議長（井上 繁孝君） 事務局説明をお願いします。

○事務局（齋田 士郎君） 事務局のほうから説明いたします。

農地中間管理機構ということで、熊本県農業公社が間に入って農地の貸し借り、売買を行う事業が中間管理機構を通すやつですね。その中で特例事業ということで斡旋基準を満たした通常の農地の売買であれば、3反以上の農地を持っておかないと3条での農地の取得ができないんですけど、南関町の斡旋基準を満たした農家さんが農地を取得する場合に、農業公社を通して特例的に農地の売買を行うときに、農地中間管理の特例事業ということで事業を行っております。

○8番（山口 勲君） 具体的にわかりやすく言うと、全然農地を持たんでもよか場合もあるわけですか。

○事務局（齋田 士郎君） 農地を請け人の方が、今現在であれば南関町であれば6反9畝、69アール以上の農地を経営している方に限って農地を取得する場合ですね、この中間管理の特例事業を使うことができます。

○8番（山口 勲君） 大体わかりました。はい、了解。

○議長（井上 繁孝君） ほかにございませんか。ありませんか。

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） ないようでございますので、採決いたします。

第12号議案について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、第12号議案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第1号、「利用権の終了（農用地利用集積計画の一部合意解約）について」を議題といたします。

本件については、報告内容を配付済みですので、これで終了させていただきます。

続きまして、報告第2号、「合意解約について」を議題といたします。

本件については、報告内容を配付済みですので、終了させていただきます。

これで、本日の議案は、全て終了いたしました。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（井上 繁孝君） 本日の議決事件等の字句の整理を、議長に一任していただき
たいと思いますが、ご異議ありませんか。

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆様には、慎重審議いただきましてありがとうございました。これをもちまして、
議長の席を降りさせていただきます。

○事務局長（田口 明君） はい、ありがとうございました。

それでは、閉会を副会長、お願いいたします。

○副会長（打越 辰美君） ご起立お願いします。

これをもちまして、令和4年度の第3回南関町農業委員会総会を閉会いたします。
礼。

-----○-----

閉会 午後1時37分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人